

# 飲食・宿泊・サービス業等 支援金（第Ⅳ期） 申請要領

**[受付期間]**

令和4年4月18日(月)から令和4年5月31日(火)まで

**[お問合せ先]**

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)事務局

電話番号: 0120-730-500

※不備や確認事項があった際の審査センターからの連絡は、  
06番号からの連絡となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。  
御不明な点は、お問合せ先にて電話で対応させていただきます。

**○注意！**

第Ⅲ期以前に比べ支給要件、支給金額、提出書類に変更があります。  
申請要領をよく御確認ください。

**和歌山県**

## ※必ずお読みください！

- 1 支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合には、支援金の給付決定を取り消し、支援金の全額返還を求めるとともに、加算金を徴収します。
- 2 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の給付を受けた事業者名等を公表するとともに、警察へ通報します。
- 3 支援金給付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、立入検査又は説明を求めることがあります。
- 4 審査の必要に応じ、申請者の申請内容について関係機関に情報提供する場合があります。
- 5 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、連絡が取れない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消されなかった場合等、申請者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなします。
- 6 給付対象者は、支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金給付額に影響のある書類を5年間保管し、知事から提出の求めがあったときはこれに応じてください。

## 支援金第Ⅳ期において特に御注意いただきたい点

### <支援金を円滑に受け取っていただくために>

- 受付期限を超過した申請は一切認められませんので、速やかに申請をしてください。
- 受付期間中に審査に係る連絡が取れない場合や期日までに追加指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げ、支援金の給付を辞退したものと判断いたします。

### <受付期間内にご対応いただくために>

- 平日・日中に対応が可能な電話番号を必ず申請書に記載ください。
- 事務局から電話・メール・不備通知等の連絡があった際には、必ず御対応をお願いします。

# 飲食店を経営されている方は一読ください

## 和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)との関係について

和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)(以下「時短協力金(第3期)」という。)の支給対象となる事業者は原則として、本支援金の支給対象外です。

(※ただし、時短協力金(第3期)の支給対象外である小売業や宿泊業などの事業を他に営んでいる場合等は、本支援金の支給対象となる場合があります。詳細は本申請要領の5ページを御確認ください。)

### ○時短協力金(第3期)の対象期間(要請期間)

【前期】令和4年2月5日(土)から2月27日(日)まで

【後期】令和4年2月28日(月)から3月6日(日)まで

### ○時短協力金(第3期)の主な支給要件

項目	認証店 (和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証を受けている店舗)		非認証店
	要請①	要請②	
支給要件	営業時間	5時から21時まで	5時から20時まで 又は 休業
	通常の営業終了時間	21時を超え翌日5時になるまで(例:22時閉店)	20時を超え翌日5時になるまで(例:20時30分閉店)
	酒類提供	20時まで	酒類は終日提供しない (酒類を利用者が持ち込まないことも含む。)
	感染症対策	業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること	
	その他	同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること 要請期間中に、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」を店舗の外側等に掲示していること	
協力金 (売上高方式)	2.5万円~7.5万円/日	3万円~10万円/日	
対象店舗	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、営業する店舗(結婚式場等を含む) ただし、下記の店舗は対象外となります。 ×総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 ×ケータリング等のデリバリー専門の店舗 ×イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 ×自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) ×ネットカフェ・漫画喫茶(宿泊を目的としない場合等を除く) ×飲食スペースを有さないキッチンカー ×ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合 ×学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合 ×行事や祭り、イベント等で出店を行う場合 (飲食店営業許可証に「露店」と記載されているものうち営業所所在地が「県内一円」など地域であるもの。 実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの。)		

※時短協力金(第3期)の支給要件詳細については、

ホームページ([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin\\_3rd.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin_3rd.html))や

時短協力金(第3期)の申請要領を御確認ください。

## 目 次

I	支援金の概要	P 1
1	趣 旨	P 1
2	支援金額	P 1
II	対象要件	P 2
	別表(産業分類による対象業種)	P 7
	別表(県内地場産業)	P 8
III	申請方法	P 9
1	郵送による申請の場合	P 9
2	WEB申請の場合	P 9
IV	給付の決定等	P 10
1	支援金給付の決定	P 10
2	給付通知	P 10
3	支援金の返還	P 10
V	申請書類	P 11
VI	対象要件の特例	P 27
	創業者特例	P 27
	創業者特例その2	P 29
	新たな店舗等を設けた方の特例	P 31

# I 支援金の概要

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者(中小企業又は個人事業主)の事業継続を支え、雇用の維持を図るため支援金を給付するもの

## 2 支援金額

令和4年4月1日時点の常時使用している従業員の数(※)及び売上減少率に応じて、次の表による支援金の額となります。

なお、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、第Ⅳ期より売上減少率50%以上の事業者の方に対しては、支援金額を増額しております。

対象店舗等で 常時使用する従業員の数	支援金の額	
	売上減少率30%以上50%未満	売上減少率50%以上
0人～5人	15万円	30万円
6人～20人	30万円	60万円
21人～50人	45万円	90万円
51人～100人	60万円	120万円
101人～300人	80万円	160万円
301人～	100万円	200万円

(※)

- 1 次頁の「Ⅱ 対象要件」を満たす店舗等の従業員数のみを計上してください。  
(県外にも店舗等がある場合、県外店舗等の従業員は含まない。)  
(対象外の業種の従業員は含まない。)  
(時短協力金(第3期)の支給対象となる店舗に勤務する従業員は含まない。)
- 2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主及びその専従者(個人事業主と生計を一にしている(同居しているか否かに関わらず、生活費など家計を同じにしている)配偶者や15歳以上の親族)は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。  
パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。
  - ・日々雇い入れられる者  
(ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
  - ・2か月以内の期間を定めて使用される者  
(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
  - ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者  
(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
  - ・試の使用期間中の者  
(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

参考:労働基準法第20条及び第21条

## II 対象要件

下記(1)～(5)の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者(以下「中小企業者等」という。)であること。

- 「中小企業者」には個人事業主、みなし大企業を含みます。
- その他知事がこれと同等と認める者とは、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「特定非営利活動法人」、「社会福祉法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「宗教法人」等を指します。

(2) 県内で、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する業種のうち別表(産業分類による対象業種)に定める業種又は別表(県内地場産業)に定める県内地場産業に係る製造業(以下「対象業種」という。)を営む事業者であって、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者

- (ア) 県内で店舗、宿泊施設、工場又は事業所(以下「店舗等」という。)を運営していること。
- (イ) 対象業種を事業として営む事業者であること。
- (ウ) 令和4年3月1日までに当該事業に係る営業を開始し、本支援金の申請日において当該営業の実態があること。

○ 上記、別表(産業分類による対象業種)及び別表(県内地場産業)は7、8ページで御確認ください。

○ (2)の要件を満たしていることを証明する書類の提出が必要です。

**飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)を受領した方は、「飲食・宿泊・サービス業等支援金の振り込み完了のお知らせ(第Ⅲ期)」の写しを御提出いただくことで一部の書類の提出を省略できます。(第Ⅰ期又は第Ⅱ期の振り込み完了通知では省略できません。)**

**なお、飲食業を営む事業者については県内で営む全ての店舗について営業許可書の写しを御提出ください(上記お知らせを提出して頂いた場合でも営業許可証の提出は省略出来ません)。**

「振り込み完了のお知らせ(第Ⅲ期)」を紛失した場合は、第Ⅲ期の支援金が振り込まれた通帳の該当部分の写しで代えることが可能です。その際は、事務局(コールセンター)において「受付番号」を確認し、当該写しに記載をお願いいたします。

なお、振込完了通知の再発行は理由を問わず承っておりません。

それ以外の方は、次ページに示す書類を御提出ください。



【a.県内で店舗等を運営していること】及び【b.対象業種を営む事業者であること】  
を証明する書類一覧

	提出書類	確定申告の義務がある事業者	確定申告の義務がない事業者	新規創業者特例 ※4
個人	確定申告書の第1表 ※1	【必須提出】		
	青色申告決算書	【必須提出】		
	収支内訳書(白色申告)	a,bが確認できる		
	許可書 ※2 【飲食店事業者は必須】	いずれかの書類を提出	【必須提出】 a,bが確認できる	【必須提出】 a,bが確認できる
	開業・廃業等届出書	※3	いずれかの書類を提出	いずれかの書類を提出
	市民税・県民税申告書		【必須提出】	
法人	法人税申告書の別表1	【必須提出】 a,bが確認できる		
	法人事業税申告書			
	登記事項証明書	いずれかの書類を提出		【必須提出】 a,bが確認できる
	許可書 ※2 【飲食店事業者は必須】	いずれかの書類を提出		

※1 確定申告書の第1表は、受付印のあるもの又はそれと同等と認められるものの提出が必要です。

※2 許可書とは、法令等に基づき、その営業を行うために必要な許可等を証する書面を指し、有効期間内であることが必要です。(営業に許可等が必要な業種については、本申請において許可書等を提出しない場合でも、適法な許可等を得ていることが前提です。) 飲食業を営む事業者は県内で営む全ての店舗について、飲食店営業許可書を提出してください。

※3 確定申告書の第1表、青色申告決算書、収支内訳書(白色申告)、許可書のいずれでも、a,bが確認できない場合、開業・廃業等届出書を提出する必要があります。

※4 新規創業者特例を適用される方は、上の表以外にも必要書類があります。  
詳細は27～32ページを御確認ください。

○提出する書類に、店舗等の所在地、業種が記載されていることを御確認ください。

なお、詳細については、17～22ページを参照してください。

○開業・廃業等届出書に関することについては、管轄の税務署にお問合せください。

※5 全ての書類を通じて同一の名義である必要があります。

審査の必要に応じ、申請者の許可書等の取得状況について関係機関に照会する場合があります。



(3) 各申請者の運営する対象業種に係る県内の店舗等(以下「対象店舗等」という。)における令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象業種に係る事業における売上高(事業収入)の合計が平成31年、令和2年又は令和3年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、当該売上高の比較に使用した年の1月から3月までの3か月の当該売上高の合計が15万円以上である者であること。ただし、令和3年1月2日から令和4年3月1日までの間、又は令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に(2)に規定する対象業種の営業を開始した者その他知事がこれらと同等と認める者については、別に定める。

○ 県内店舗等かつ対象業種に係る事業のみの合計売上高で判断します。

(※時短協力金(第3期)の支給対象となる店舗に係る売上は除いて計算してください。)

例：小売業(対象)と建設業(対象外)を営んでおり、合計すると30%減を超えるが、小売業のみだと20%減となる場合は対象外です。

例：県内(対象)と県外(対象外)で店舗を経営しており、合計すると30%減を超えるが、県内(対象)のみだと20%減となる場合は対象外です。

○ 令和3年1月2日から令和4年3月1日までの間に創業し営業を開始した方は創業者特例により売上を計算することができます。

27、28ページの「創業者特例」を御参照ください。

○ 令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に創業し営業を開始した方は創業者特例により売上を計算することができます。

29、30ページの「創業者特例その2」を御参照ください。

○ 令和3年1月2日から令和4年3月1日までの間に新たな店舗を設け、単純な前年比較ができない方も対象となり得ます。

そのうち、既に県内で店舗等を運営されていた方は、31、32ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」を御参照ください。県外事業者であって当該期間に初めて県内に店舗等を設けた方は27、28ページの「創業者特例」を御参照ください。

(4) 和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)(以下「時短協力金(第3期)」という。)の支給対象となっていない者であること。ただし、時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業とは別に、事業を営んでおり、当該事業において(2)及び(3)の対象要件を満たす場合は除く。

- 時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業を営んでいる事業者は本支援金に申請できません。
- 時短協力金(第3期)の要請期間のうち前期(令和4年2月5日から令和4年2月27日まで)、後期(令和4年2月28日から令和4年3月6日)のいずれかのみが支給対象の場合でも申請できません。
- 時短協力金(第3期)を申請していない場合でも、時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業を営んでいる事業者は本支援金に申請できません。
- ただし、時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業を営んでいる場合でも、その他に支給対象外の事業を営んでいる場合は本支援金の支給対象となる場合があります。その場合、時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業に係る売上を除いて、支給申請要件を満たしていれば本支援金の申請が可能です。また、支給金額についても時短協力金(第3期)の支給対象となる事業に係る従業員は除くものとします(下記事例参照)。

【例1】 飲食店A(通常営業時間16時~23時)と飲食店B(通常営業時間10時~17時)を営んでおり、飲食店Aは時短協力金(第3期)の支給対象、飲食店Bは時短協力金(第3期)の支給対象外となる場合

→時短協力金(第3期)の支給対象となっている飲食店Aの売上を除き、飲食店Bのみの売上では支給要件を判断します。

また、支援金額算定の際にも時短協力金(第3期)の支給対象となっている飲食店Aで勤務する従業員は除き、飲食店Bの従業員のみで支給金額を決定します。

※ただし、同一店舗で昼営業と夜営業を分けて営業している場合は除きます。

【例2】 時短協力金(第3期)の支給対象となる飲食店の他に、小売業や宿泊業など他の事業も営んでいる場合

→時短協力金(第3期)の支給対象となっている飲食店の売上を除いた上で、小売業・宿泊業など時短協力金(第3期)の支給対象外の事業に係る売上合計等により支給要件を判断します。支援金額算定の際にも、時短協力金(第3期)の支給対象となった飲食店で勤務する従業員は除くものとします。

例えば、宿泊業を営んでおり、その宿泊施設内のレストランが時短協力金(第3期)の支給対象となっている場合、当該レストランの売上を除いて支給要件を判断します。また、給付金額算定の際にも当該レストランで勤務する従業員を除くものとします。

(5) 事業継続の意思がある者であること。

- 別記第2号様式の「宣誓書」の内容に含まれます。

【上記(1)～(5)を満たしていても、以下の者については給付対象となりません。】

- 既に本支援金(第Ⅳ期)を受けた者
  - 暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等
  - 禁固以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等
  - 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
  - そのほか知事が適当でないと認める者
- 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期、第Ⅱ期又は第Ⅲ期)の支援金を受給している方も、本支援金の申請を行うことができます。

## 別表(産業分類による対象業種)

大分類	中分類	小分類
製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業
		水産食料品製造業
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		調味料製造業
		糖類製造業
		精穀・製粉業
		パン・菓子製造業
		動植物油脂製造業
	その他の食料品製造業	
	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業
酒類製造業		
茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)		
製氷業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業, 郵便業	鉄道業	
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業
		一般乗用旅客自動車運送業
		一般貸切旅客自動車運送業
		その他の道路旅客運送業
	道路貨物運送業	
	水運業	
	航空運輸業	
倉庫業		
運輸に附帯するサービス業		
卸売業, 小売業	各種商品卸売業	
	繊維・衣服等卸売業	
	飲食品卸売業	農畜産物・水産物卸売業
		食料・飲料卸売業
	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	
	機械器具卸売業	
	その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業
		医薬品・化粧品等卸売業
		紙・紙製品卸売業
		他に分類されない卸売業
	各種商品小売業	百貨店, 総合スーパー
		その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
	織物・衣服・身の回り品小売業	
	飲食品小売業	各種食料品小売業
野菜・果実小売業		
食肉小売業		
鮮魚小売業		

大分類	中分類	小分類	
卸売業, 小売業	飲食品小売業	酒小売業	
		菓子・パン小売業	
		その他の飲食品小売業	
	機械器具小売業		
	その他の小売業		
	無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業	
自動販売機による小売業			
その他の無店舗小売業			
金融業, 保険業			
保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)			
不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業		
	不動産賃貸業・管理業		
	物品賃貸業		
学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関		
	専門サービス業(他に分類されないもの)		
	広告業		
	技術サービス業(他に分類されないもの)		
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業		
	飲食店		
	持ち帰り・配達飲食サービス業		
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業	
		理容業	
		美容業	
		一般公衆浴場業	
		その他の公衆浴場業	
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	その他の生活関連サービス業	旅行業	
		家事サービス業	
		衣服裁縫修理業	
		物品預り業	
		火葬・墓地管理業	
冠婚葬祭業			
他に分類されない生活関連サービス業			
娯楽業			
教育, 学習支援業			
その他の教育, 学習支援業			
医療, 福祉			
サービス業 (他に分類されないもの)	医療業	療術業	
		廃棄物処理業	
		自動車整備業	
		機械等修理業(別掲を除く)	
	職業紹介・労働者派遣業		
	その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業	
		建物サービス業	
		警備業	
		他に分類されない事業サービス業	
	その他のサービス業	集会場	
と畜場			
他に分類されないサービス業			

営む事業がどの業種に該当するかについては、以下の総務省のサイトを御参照ください。  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)  
 表中で別掲とあるものは、日本標準産業分類における別掲を指します。

## 別表(県内地場産業)

建具、襖材、家具、ニット、縫製、特殊織物、作業手袋、家庭用品、綿織物、染色整理、機械金属、染料・中間物、染色、漆器、へら竿、皮革、ボタン、木材・製材、洋家具、銑鉄鋳物

### ※参考 県内地場産業別の主な製品例一覧

	地場産業	主な製品例
1	建具	障子、雨戸、ドア、欄間、表具、畳
2	襖材	襖
3	家具	家具全般
4	ニット	ニット生地、ニット製品（衣料品など）
5	縫製	衣料品全般、鞆、寝具、雑貨などの縫製品
6	特殊織物	パイル生地、パイル製品（衣料品、寝具、玩具、雑貨など）
7	作業手袋	繊維製手袋、布製靴下
8	家庭用品	水まわり用品、掃除用品、洗濯用品、生活雑貨
9	綿織物	綿・スフ生地、綿・スフ製品（衣料品など）
10	染色整理	繊維製品を精練、漂白、染色及び整理仕上げした製品、起毛した製品
11	機械金属	機械器具全般、電子部品、デバイス・電子回路、一般金物類、建設用・建築用金属製品、金属線製品
12	染料・中間物	染料、顔料、中間物
13	染色	主に糸を精練、漂白、染色、整理仕上げした製品
14	漆器	漆器製品全般（盆、トレイ、膳、茶櫃、食器、弁当箱、重箱など）
15	へら竿	へら竿
16	皮革	なめし革、革製品全般（鞆、靴、ベルト、財布、小物など）
17	ボタン	ボタン
18	木材・製材	単板、合板、集成材、建築材料、木製品全般（たる、コルク、木箱など）
19	洋家具	西洋式家具全般
20	銑鉄鋳物	銑鉄、鋳物

※給付対象となる県内地場産業については、申請書別紙の2.該当業種情報の「③製造している地場産業製品」欄に記載されている製品により対象可否を判断します。

## Ⅲ 申請方法

### 1 郵送による申請の場合

申請者自らが郵送したことを確認できるように、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法により郵送してください。

(宛先) 〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田3-3-20明治安田生命大阪梅田ビル11F  
飲食・宿泊・サービス業等支援金(第IV期)事務局「審査センター」宛

#### 令和4年5月31日(火)までの消印有効

持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

#### <注意事項>

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合又は申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却する場合があります。

返却後、必要な修正や不足している書類の追加等を行った上で、全ての書類を再度、簡易書留など追跡ができる方法で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受け付けます。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、審査に係る連絡が取れない場合や期日までに追加指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げ、支援金の給付を辞退したものとみなします。

### 2 WEB申請の場合

パソコンやスマートフォンにより、次のウェブサイトから申請してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00210114.html>



なお、令和4年5月31日(火)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きますので、「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。



## IV 給付の決定等

---

### 1 支援金給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を給付します。

### 2 給付通知

申請書類の確認の結果、本支援金の給付を決定したときは、後日、給付に関する通知を発送いたします。

支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金給付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

### 3 支援金の返還

本支援金給付決定後、申請の対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の給付決定を取り消し、支援金を全額返還していただくとともに、加算金の徴収、不適切な申請を行った事業者名の公表、警察への通報等の対応を取るなど、厳正に対処します。

## V 申請書類

(サイズA4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

申請書類一覧	チェック
① 支援金(第Ⅳ期)給付申請書(別記第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 支援金(第Ⅳ期)給付申請書の別紙	<input type="checkbox"/>
③ 宣誓書(別記第2号様式)	<input type="checkbox"/>
④ 業種別売上表(別記第3号様式) ※Ⅱ対象要件(3)の要件を満たすか確認するための書類です。	<input type="checkbox"/>
⑤ 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)の振り込み完了のお知らせの写し	<input type="checkbox"/>
⑥ 飲食店を営んでいる事業者については、県内で営む全ての店舗についての飲食店営業許可書の写し ※協力金を受給していないかを確認するための書類です。	<input type="checkbox"/>
※ その他、必要な書類 ※県又は事務局が追加の資料を求めることがあります。	

※⑤の書類が提出できない場合又は既に申請済みの飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)から更新・変更を要する場合は、以下の書類も提出してください(県又は事務局が追加の資料を求める場合があります)。

⑦ a. 県内で店舗等を運営していることを証明する書類 b. 対象業種を営む事業者であることを証明する書類 ※3ページを参照し、必要な書類を御提出ください。	<input type="checkbox"/>
⑧ 従業員名簿(別記第4号様式) ※従業員氏名、勤務店舗名等、雇用年月日が確認できる形であれば既存の従業員名簿等でも代替可能です。	<input type="checkbox"/>
⑨ 振込先口座確認書(別記第5号様式) ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、又は個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>
⑩ 役員名簿(法人の場合のみ)(別記第6号様式)	<input type="checkbox"/>

注) 全ての書類を通じて同一の名義である必要があります。

審査の必要に応じ、申請者の許可書等の取得状況について関係機関に照会する場合があります。

① 支援金(第Ⅳ期)給付申請書(別記第1号様式)

記載例

別記第1号様式

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)給付申請書

和歌山県知事 様

令和〇年 〇月 〇日

申請者住所	和歌山市〇〇〇 ×ー×
フリガナ	カブシキガイシャワカヤマブツザン
法人名又は屋号	株式会社和歌山物産
フリガナ	キシユウ タロウ
役職名及び代表者名 (個人事業主の場合は氏名)	代表取締役 紀州 太郎
連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者名	紀州 花子
日中連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)(別紙の申請金額)の給付について、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)給付規程第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規程第5に規定する不給付要件に該当することが判明した場合、同規程第13の規定に基づき、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)の給付決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類 (必要な書類の添付を確認後、必ず□にチェックしてください。)

- 支援金(第Ⅳ期)給付申請書の別紙
- 宣誓書(別記第2号様式)
- 業種別売上表(別記第3号様式)
- 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)の振り込み完了のお知らせの写し
- 飲食店を営んでいる事業者については、県内で営む全ての店舗についての飲食店営業許可書の写し

前回からの更新・変更ありの場合又は初回申請の場合に必要な書類

- a.県内で店舗等を運営していることを証明する書類
- b.対象業種を営む事業者であることを証明する書類 ※詳細については申請要領を参照
- 従業員名簿(別記第4号様式) ※県内の店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ
- 振込先口座確認書(別記第5号様式)  
※申請者が、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座
- 役員名簿(別記第6号様式) ※法人の場合のみ

② 支援金(第Ⅳ期)給付申請書の別紙

記載例

別紙

(1. 申請者情報)

必要事項を以下に記載してください。

申請者名	株式会社和歌山物産			
申請者種別 (該当するものに○を記入)	中小企業等	○	(法人の場合)	500万円
	個人事業主		資本金	
雇用する全ての従業員数	20人		(法人の場合) 法人番号	○○○○○○○○○○○○

※法人番号が12桁の場合には頭に「0」をつけてください。

(2. 該当業種情報)

・該当する業種を以下の欄に記載してください。  
複数の業種を営む場合、支援金の給付対象となる業種全てを記入してください(対象外の業種は記載不要です。)

① 添付書類により確認できる業種名(※)	飲食店営業、ホテル営業、製造業	
② 上記①を別表(産業分類)(P7)、 別表(県内地場産業)(P8)に当てはめた業種	P7の業種	飲食店、宿泊業
	P8の業種	漆器
③ 製造している地場産業製品(※)	漆器(盆、トレイ、食器)	該当の方のみ記入

※①について、確定申告書等を添付する場合は確定申告書等に記載の業種を記載してください。

※③については、県内地場産業に係る製造業を営む事業者のみ記入してください。

(3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年  
(いずれかに○を記入)

2019年	2020年	2021年
○		

○創業等の特例適用の有無

創業等の特例の適用
該当の方のみ記入

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください(金額は千円未満を四捨五入した金額を記載してください)。

	2019年又は2020年 又は2021年 (A)	2022年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
1月売上高	503千円	322千円	-181千円	-35.9%
2月売上高	362千円	290千円	-72千円	-19.8%
3月売上高	399千円	348千円	-51千円	-12.7%
合計※②	1,264千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)、小数点第二位以下は切り捨て。

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

(4. 申請金額)

県内の店舗等で勤務する従業員(本規程の別表備考の規定による従業員をいう。)の数を記入し、該当する申請金額に○を記入してください。従業員数が6人以上となる場合、従業員名簿(別記第4号様式)の添付が必要です(必要事項が確認できる既存の従業員名簿でも可)。

対象店舗等の従業員数 (令和4年4月1日現在) <u>10人</u>	従業員数	申請金額 ▲30~50%未満	申請金額 ▲50%以上
	最大売上減少率 <u>35.9%</u>	5人以下	30万円
	6~20人	30万円 ○	60万円
	21~50人	45万円	90万円
	51~100人	60万円	120万円
	101~300人	80万円	160万円
	301人以上	100万円	200万円

## 別記第2号様式

## 宣誓書

私は、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)の給付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとし、給付された支援金を全額返金するとともに、加算金をお支払いいたします。

## 記

- (1) 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)の給付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (2) 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)給付規程第3の給付対象者の要件を満たしています。
- (3) 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)給付規程第5の不給付要件に該当しません。
- (4) 支援金の給付を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)給付規程第14による支援金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (5) 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)給付規程第16の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。
- (6) 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)給付規程第17の規定により氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (7) (1)から(6)までの他、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅳ期)給付規程に従います。
- (8) 和歌山県で推奨している感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、感染拡大防止のため、県の要請に従っています。
- (9) 審査の必要に応じ、申請者の申請状況について関係機関に情報提供することに同意します。
- (10) 時短協力金をはじめとした、本申請要領の記載している事項については、内容を全て理解し、申請します。

以上

和歌山県知事 様

令和〇年 〇月 〇日

法人名又は屋号 株式会社和歌山物産 (印)役職名及び代表者名  
(個人事業主の場合は氏名) 代表取締役 紀州 太郎

※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。



参考：飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅳ期）給付規程抜粋

（給付対象者）

第3 支援金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の(1)から(4)までの要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者（以下「中小企業者等」という。）であること。
- (2) 県内で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する業種のうち別表（産業分類による対象業種）に定める業種又は別表（県内地場産業）に定める県内地場産業に係る製造業（以下「対象業種」という。）を営む事業者であって、次のアからウまでの全ての要件を満たす者
  - ア 県内で店舗、宿泊施設、工場又は事業所（以下「店舗等」という。）を運営していること。
  - イ 対象業種を事業として営む事業者であること。
  - ウ 令和4年3月1日までに当該事業に係る営業を開始し、本支援金の申請日において当該営業の実態があること。
- (3) 各申請者の運営する対象業種に係る県内の店舗等（以下「対象店舗等」という。）における令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象業種に係る事業における売上高（事業収入）の合計が平成31年、令和2年又は令和3年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、当該売上高の比較に使用した年の1月から3月までの3か月の当該売上高の合計が15万円以上である者であること。ただし、令和3年1月2日から令和4年3月1日までの間又は令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に(2)に規定する対象業種の営業を開始した者その他知事がこれらと同等と認める者については、別に定める。
- (4) 和歌山県営業時間短縮要請協力金（第3期）の支給対象となっていない者であること。ただし、時短協力金（第3期）の支給対象となっている事業とは別に、事業を営んでおり、当該事業において(2)及び(3)の対象要件を満たす場合は除く。
- (5) 事業継続の意思がある者であること。

（不給付要件）

第5 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を給付しない。

- (1) 既に本支援金の給付を受けた者（第9の3の規定による再度の給付決定を行う者を除く。）
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者の他、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（支援金の返還）

第14 知事は、第13の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合には、給付対象者の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて、当該支援金の返還を命ずるものとする。

（立入検査等）

第16 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、給付対象者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局長の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の県又は事務局長の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（公表）

第17 知事は、不正受給など必要があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、支援金の内容等について公表することができる。



## ④ 業種別売上表(別記第3号様式)

記載例

## 別記第3号様式 業種別売上表

※営む業種ごとの売上を下記の表に記入してください。  
 対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。  
 月ごとの合計金額が別紙の売上情報と相違ないように注意してください。  
 売上は1円単位での記載をし、売上がなかった月は「0」円とご記入ください。

## ○2019年、2020年又は2021年の売上高

(2019年・2020年・2021年) いずれかに○をしてください。

業種	1月	2月	3月
飲食店	214,008 円	180,000 円	200,000 円
宿泊業	139,000 円	96,000 円	99,000 円
漆器	150,300 円	85,600 円	100,000 円
	円	円	円
	円	円	円
合計	503,308 円	361,600 円	399,000 円

## ○2022年の売上高

業種	1月	2月	3月
飲食店	120,000 円	150,009 円	170,000 円
宿泊業	101,000 円	90,000 円	118,000 円
漆器	100,600 円	50,200 円	60,000 円
	円	円	円
	円	円	円
合計	321,600 円	290,209 円	348,000 円

**時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業者の方は以下も記入してください。(要領P.5参照)**

(※以下に記載する従業員および売上高は、本支援金の対象外事業に係るものとして扱います。)

時短協力金の対象 となった店舗数(①)	①における 従業員数	①における 売上高合計
店舗	人	円

※本様式に記載する売上高金額の根拠となる売上台帳等は、給付を受けた後5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じてください。



・青色申告決算書

・収支内訳書(白色申告)

県内所在地及び業種を確認できるよう、太枠内が記載されているものを提出してください

県内所在地及び業種を確認

FA3000

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	依頼税理士氏名(名称)
業種名	電話番号(事業所)	電話番号
届番号	加入団体名	

令和〇〇年〇月〇日 損益計算書(白〇〇月〇〇日至〇〇月〇〇日)

提出用(令和二年分以降用)

科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額(雑収入を含む)	①	消耗品費	⑦	貸倒引当金	⑳
買入商品(製品)類	②	減価償却費	⑧	雑引当金等	㉑
仕入金額(SALES)	③	福利厚生費	⑨	計	㉒
小計(②+③)	④	給料賃金	⑩	専従者給与	㉓
期末商品(製品)類	⑤	外注工賃	⑪	貸倒引当金	㉔
差引原価(④-⑤)	⑥	利子割引料	⑫	雑入金額等	㉕
差引金額(①-⑥)	⑦	地代家賃	⑬	計	㉖
租税公課	⑧	貸倒金	⑭	青色申告特別控除の所得金額(⑩+㉖-㉗)	㉗
製造運賃	⑨		⑮	青色申告特別控除額	㉘
水道光熱費	⑩		⑯	所得金額(㉗-㉘)	㉙
旅費交通費	⑪		⑰		
通信費	⑫		⑱		
広告宣伝費	⑬		雑費	⑲	
接待交際費	⑭		計	㉚	
損害保険料	⑮		差引金額(⑦-⑲)	㉛	
修繕費	⑯				

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。  
●下の欄には、書かないでください。

- 1 -

県内所在地及び業種を確認

FA7000

令和〇〇年分収支内訳書(一般用)

(あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をご記入し、確定申告書に添付してください。)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	依頼税理士氏名(名称)
業種名	電話番号(事業所)	電話番号
届番号	加入団体名	

提出用(令和二年分以降用)

科目	金額(円)	科目	金額(円)	○給料賃金の内訳	
売上(収入)金額	①	旅費交通費	㉜	氏名(年勤)	従事月数
家事消費	②	通信費	㉝		
その他の収入	③	広告宣伝費	㉞		
小計(①+③)	④	接待交際費	㉟		
買入商品(製品)類	⑤	損害保険料	㊱		
仕入金額(SALES)	⑥	修繕費	㊲		
小計(⑤+⑥)	⑦	消耗品費	㊳		
期末商品(製品)類	⑧	福利厚生費	㊴		
差引原価(⑦-⑧)	⑨		㊵		
差引金額(④-⑨)	⑩		㊶		
給料賃金	⑪		㊷		
外注工賃	⑫		㊸		
減価償却費	⑬		㊹		
貸倒金	⑭		雑費	⑰	
地代家賃	⑮		計	㉚	
利子割引料	⑯		専従者控除	㉓	
租税公課	⑰		所得金額	㉙	
製造運賃	⑱				
水道光熱費	⑲				

氏名(年勤)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
( 記 )				
( 記 )				
( 記 )				
その他(人分)				
延べ従事月数				

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

氏名(年勤)	続柄	従事月数	【税務署整理欄】
( 記 )			
( 記 )			
( 記 )			
延べ従事月数			

- 1 -

・開業・廃業等届出書

県内で店舗等を運営していることを証明する際は、事業所が選択されていることを確認してください。

税務署受付印

受付印を確認

1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地	<input type="radio"/> 住所地・ <input type="radio"/> 居所地・ <input type="radio"/> 事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 - - ) (TEL - - )
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )

県内所在地及び業種を確認

「上記以外の住所地・事業所等」に事業所在地の記載がある場合でも可です。

個人番号

職業

フリガナ

屋号

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	<input type="radio"/> 開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ <input type="radio"/> 事務所・事業所の( <input type="radio"/> 新設・ <input type="radio"/> 増設・ <input type="radio"/> 移転・ <input type="radio"/> 廃止 )		
	<p>開業日が3月1日以前であることを確認</p> (住所 _____ 氏名 _____ 記載します。)		
所得の種類	<input type="radio"/> 不動産所得・ <input type="radio"/> 山林所得・ <input type="radio"/> 事業(農業)所得〔廃業の場合…… <input type="radio"/> 全部・ <input type="radio"/> 一部( )〕		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の増設等のあった日	年	月 日
事業所等を 新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地	(電話)	
	移転・廃止前の所在地		
廃業の事由が法人 の設立に伴う ものである場合	設立法人名	代表者名	
	法人納税地	設立登記	年 月 日
開業・廃業に伴う 届出書の提出 の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	○有・○無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	○有・○無	
事業の概要 (できるだけ具体的に 記載します。)			
給 付 等 の 支 払 の 状 況	区 分	従事員数	給与の定め方
	専従者	人	税額の有無
	使用人		○有・○無
	計		○有・○無
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		○有・○無	給与支払を開始する年月日
		年	月 日

関与税理士

(TEL - - )

税務署 整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	01					<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
	源泉用紙 通信日付印の年月日	確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )				
	年 月 日						

- 19 -









法人事業税申告書

受付印を確認

※e-taxによる申告の場合は「受信通知」も提出

受付印 令和 年 月 日		法人番号 法人税の 申告書		この申告の基礎 となる 修正 決定 による。		申告年月日 年 月 日	
所在地 (住所)				事業種目			
県内所在地及び業種を確認 法人 代表者 氏名				期末現在の資本金の額及び 出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)			
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は 連続事業年度分の 申告書				道庁 支庁 市町村 地方 法人 特別税			
事業税	摘要		課税標準	税率(%)	税額		(他道府県税額等) 法人税法の規定によつて 計算した法人税額
	所得金額総額 (6)-68)又は別表5の 年400万円以下の 金額	②	0.00	0.00	0.00	①	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	③	0.00	0.00	0.00	②	
	年800万円を超える 金額	④	0.00	0.00	0.00	③	
	計 ②+③+④	⑤	0.00	0.00	0.00	④	
	軽減税率不適用法人 の金額	⑥	0.00	0.00	0.00	⑤	0.00
	付加価値額総額	⑦				⑥	0.00
	付加価値額	⑧	0.00			⑦	
	資本金等の額総額	⑨				⑧	
	資本金等の額	⑩	0.00			⑨	
	収入金額総額	⑪				⑩	
	収入金額	⑫	0.00			⑪	
	合計事業税額 ⑤+⑥+⑩+⑫	⑬				⑫	0.00
	事業税の特 定 控除額	⑭				⑬	0.00
	特別事業税額 ⑭-⑮	⑯	0.00			⑭	0.00
	前年度の実績に 係る 事業税額の 控除額	⑰				⑯	0.00
	所得割	⑱	0.00	付加価値割	⑲	0.00	
	資本割	⑳	0.00	収入割	㉑	0.00	
	⑱のうち見込納付額	㉒		差引	㉓	0.00	
	摘要	課税標準	税率	税額			
所得割に係る特別法人事業税額 又は道方法人特別税額	㉔	0.00	0.00	0.00	㉒		
収入割に係る特別法人事業税額 又は道方法人特別税額	㉕	0.00	0.00	0.00	㉓		
合計特別法人事業税額又は道方法人特別税額 (㉔+㉕)	㉖			0.00	㉔		
仮払額に基づく特別 法人事業税額又は地方 法人特別税額	㉗			0.00	㉖		
仮払額に基づく特別 法人事業税額又は地方 法人特別税額	㉘	0.00		0.00	㉗		
この申告により納付 すべき法人 特別税額	㉙	0.00		0.00	㉘		
差引	㉚				㉙		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得 金額(法人税の明細書(別表4)の(42))	㉛				㉚		
損金の額又は個別損引金額に算入した所得税額及 び復興特別所得税額	㉜				㉛		
損金の額又は個別損引金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定への繰入額	㉝				㉜		
益金の額又は個別損引金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定からの戻入額	㉞				㉝		
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課さ れた外国法人税額	㉟				㉞		
仮計 ㉛+㉜+㉝-㉞-㉟	㊱				㉟		
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等が あった場合の欠損金額等の当期控除額	㊲				㊱		
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))	㊳				㊲		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊴				㊳		
特別区分の課税標準 額	㊵			0.00	㊴		
同上に対する税額 額	㊶			0.00	㊵		
市町村分の課税標準 額	㊷			0.00	㊶		
同上に対する税額 額	㊸			0.00	㊷		
還付請求	㊹				㊸		
還付を受けるとする 金融機関及び支払方法	㊺				㊹		
法人税の期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	㊻				㊺		
法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額	㊼				㊻		
決算確定の日	㊽				㊼		
解散の日	㊾				㊽		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	㊿				㊾		
申告期間の延長の処分(承認)の有無	㊿				㊿		
法人税の申告書の種類	〇				〇		
この申告が中間申告の場合の計算期間	〇				〇		
還戻の中間申告の要否	〇				〇		

六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙十四]

⑦ 従業員名簿(別記第4号様式)

記載例

別記第4号様式 従業員名簿 (令和4年4月1日現在) ※県内の対象店舗等の従業員の合計が6人以上の場合のみ提出

下記の名簿に従業員氏名、勤務店舗等名、雇用年月日を記入してください。

	従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日		従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日
1	〇〇〇〇〇〇	定食屋〇〇〇和歌山店	平成〇年〇月〇日	29	.....	.....	...
2	×××××××	定食屋〇〇〇和歌山店	平成〇年〇月〇日	30	.....	.....	...
3	△△△△△△	服の〇〇〇海南店	平成〇年〇月〇日	31	.....	.....	...
4	.....	.....	...	32	.....	.....	...
5	.....	.....	...	33	.....	.....	...
6	.....	.....	...	34	.....	.....	...
7	.....	.....	...	35	.....	.....	...
8	※ 従業員氏名、勤務店舗名等、雇用年月日が確認できる形で あれば既存の従業員名簿等でも代替可能です。						.....
9							.....
10							.....
11	.....	.....	...	39	.....	.....	...
12	.....	.....	...	40	.....	.....	...
13	.....	.....	...	41	.....	.....	...
14	.....	.....	...	42	.....	.....	...
15	.....	.....	...	43	.....	.....	...
16	.....	.....	...	44	.....	.....	...
17	.....	.....	...	45	.....	.....	...
18	.....	.....	...	46	.....	.....	...
19	.....	.....	...	47	.....	.....	...
20	.....	.....	...	48	.....	.....	...
21	.....	.....	...	49	.....	.....	...
22	.....	.....	...	50	.....	.....	...
23	.....	.....	...	51	.....	.....	...
24	.....	.....	...	52	.....	.....	...
25	.....	.....	...	53	.....	.....	...
26	.....	.....	...	54	.....	.....	...
27	.....	.....	...	55	.....	.....	...
28	.....	.....	...	56	.....	.....	...

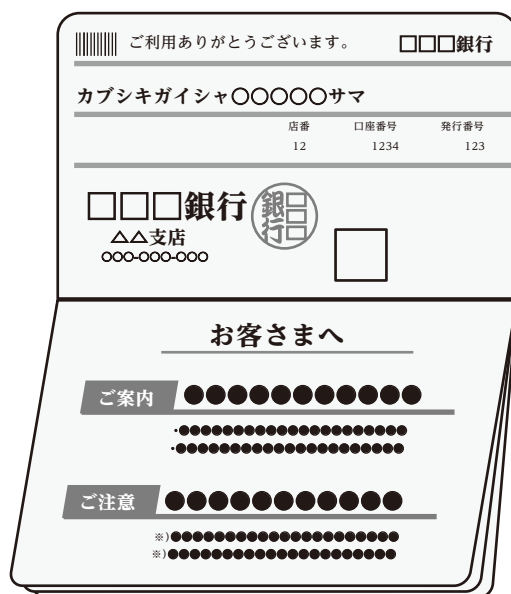
※提出する際の従業員名簿(別記第4号様式)には、1人～301人までの記入欄があります。

※301人を超える分の従業員名の記載は不要です。

別記第5号様式 振込先口座確認書

- ・通帳の1ページ目、2ページ目の写しを貼付してください。
- ・申請者が法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を貼付してください。
- ・インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名、支店名、口座種別、口座名義(漢字、カナ両方)、口座番号の分かるもの(インターネット画面等の写し等)を貼付してください。

【通帳1ページ目、2ページ目】



【インターネット画面等の写し等】



⑨ 役員名簿(別記第6号様式)

記載例

別記第6号様式 役員名簿(※法人の場合のみ)

役員名簿

法人名称	株式会社和歌山物産		
役職名	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日
代表取締役	キシユウ タロウ 紀州 太郎	和歌山市〇〇 ××一××	昭和〇〇年〇月〇日
取締役	キシユウ ハナコ 紀州 花子	和歌山市〇〇 ××一××	昭和××年×月×日
取締役	キシユウ ジロウ 紀州 次郎	和歌山市〇〇 ××一××	昭和△△年△月△日

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員(現在就いている方)について記載してください。  
 ※ 収集した個人情報については、飲食・宿泊・サービス業等支援金に係る事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

創業者特例

創業者特例その2

新たな店舗を設けた方の特例

## VI 対象要件の特例

### 創業者特例

#### (1) 対象要件

令和3年1月2日から令和4年3月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

- ① 令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の、原則、次の月(開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。)から令和3年12月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること。

- ② 開業日の属する月の、原則、次の月から令和3年12月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和4年1月から3月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

#### (2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を右図のとおり記入し、要件が確認できる書類として、通常提出書類に加え、以下を添付してください。

#### ・開業日の属する月の次の月から令和3年12月までの売上高の1か月平均を用いる場合

→1か月平均を算出するために用いた、各月の売上を記入した売上台帳等(様式不問)

#### ・事業計画等を用いる場合(※1)

→金融機関から融資を受けるに当たって作成した事業計画及び融資決定を証する書類、又は支援機関(※2)の署名押印がされている事業計画

※1 事業計画を用いる場合については、次ページに記載の(3)その他もご確認ください。

※2 「支援機関」とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、県内各商工会議所、県内各商工会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者をいいます。



### (3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年  
(いずれかに○を記入)

2019年	2020年	2021年

○創業等の特例適用の有無

創業等の特例の適用
<input type="radio"/> 該当の方のみ記入

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください

2019年、2020年又は2021年の1月～3月の売上高を記入する欄ですが、  
①及び②の該当する要件に合わせ、適宜ご記入ください

	2019年又は2020年 又は2021年 (A)	2022年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
1月売上高	503 千円	322 千円	-181 千円	-35.9 %
2月売上高	362 千円	290 千円	-72 千円	-19.8 %
3月売上高	399 千円	348 千円	-51 千円	-12.7 %
合計※②	1,264 千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)、小数点第二位以下は切り捨て。

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。〔合計〕

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

※なお、県外事業者が令和3年1月2日から令和4年3月1日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、31、32ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」ではなく、本特例(創業者特例)による取扱いとします。

### (3) その他

事業計画等を用いて本特例を申請される方につきましては、本申請要領1ページに記載される支援金額の表にかかわらず、下表により、支援金の支給いたします。

対象店舗等で 常時使用する従業員数	支援金の額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～100人	60万円
101人～300人	80万円
301人～	100万円

※事業計画等を用いて創業者特例により申請される場合は、支援金(第IV期)給付申請書の別紙内「(4. 申請金額)」については、「30～50%未満」の欄に○を記入してください。

## 創業者特例その2

### (1) 対象要件

令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の

①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

- ① 令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の、原則、次の月(開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。)から令和2年12月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること。

- ② 開業日の属する月の、原則、次の月から令和2年12月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和4年1月から3月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

### (2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を右図のとおり記入し、要件が確認できる書類として、通常提出書類に加え、以下を添付してください。

#### ・開業日の属する月の次の月から令和2年12月までの売上高の1か月平均を用いる場合

→1か月平均を算出するために用いた、各月の売上を記入した売上台帳等(様式不問)

#### ・事業計画等を用いる場合(※1)

→金融機関から融資を受けるに当たって作成した事業計画及び融資決定を証する書類、又は支援機関(※2)の署名押印がされている事業計画

※1 事業計画を用いる場合については、次ページに記載の(3)その他もご確認ください。

※2 「支援機関」とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、県内各商工会議所、県内各商工会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者をいいます。

### (3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年  
(いずれかに○を記入)

2019年	2020年	2021年

○創業等の特例適用の有無

創業等の特例の適用
<input type="radio"/> 該当の方のみ記入

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください

2019年、2020年又は2021年の1月～3月の売上高を記入する欄ですが、  
①及び②の該当する要件に合わせ、適宜ご記入ください

	2019年又は2020年 又は2021年 (A)	2022年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
1月売上高	503 千円	322 千円	-181 千円	-35.9 %
2月売上高	362 千円	290 千円	-72 千円	-19.8 %
3月売上高	399 千円	348 千円	-51 千円	-12.7 %
合計※②	1,264 千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)、小数点第二位以下は切り捨て。

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。〔合計〕

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

※なお、県外事業者が令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、31、32ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」ではなく、本特例(創業者特例)による取扱いとします。

### (3) その他

事業計画等を用いて本特例を申請される方につきましては、本申請要領1ページに記載される支援金額の表にかかわらず、下表により、支援金の支給いたします。

対象店舗等で 常時使用する従業員数	支援金の額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～100人	60万円
101人～300人	80万円
301人～	100万円

※事業計画等を用いて創業者特例により申請される場合は、支援金(第IV期)給付申請書の別紙内「(4. 申請金額)」については、「30～50%未満」の欄に○を記入してください。

## 新たな店舗等を設けた方の特例

### (1) 対象要件

令和3年1月2日から令和4年3月1日までの間に新たな店舗等を設けた事業者であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

- ① 令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和3年1月1日以前に存した対象店舗等(以下「既存店舗等」という。)の平成31年、令和2年又は令和3年同月の売上高に、新たな店舗等において営業を開始した日(以下「増設日」という。)の属する月の、原則、次の月(増設日がいずれかの月の1日である場合には増設日の属する月。以下同じ。)から令和3年12月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月平均を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、既存店舗等の平成31年、令和2年又は令和3年同月の売上高に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り)で想定していた新たな店舗等に係る同月の売上高予定を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

【例】令和3年1月1日時点で2店舗(A、B)を営む飲食事業者が、令和3年6月10日に県内に1店舗(C)増やし、対象店舗等が合計3店舗となった場合

「令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の店舗A、B、Cの合計売上高」

と

「令和元年、令和2年又は令和3年同月の店舗A、Bの合計売上高」

+

「開店した次の月から令和3年12月までの店舗Cの1か月平均売上高」  
(例えば6月10日開店の場合、7月～12月の合計を6で割った額)

を比較することができます。

- ② 既存店舗等の平成31年、令和2年又は令和3年の1月、2月及び3月の売上高の1か月平均に、増設日の属する月の、原則、次の月から令和3年12月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月の平均を加え、3倍にした額が15万円以上であること。

又は

既存店舗等の平成31年、令和2年又は令和3年の1月、2月及び3月の売上高の1か月平均に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。)で想定していた新たな店舗に係る令和4年1月から3月までの売上高予定の1か月平均を加え、3倍した額が15万円以上であること。

## (2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を創業者特例ページに記載する図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。

## (3) その他

事業計画等を用いて本特例を申請される方のうち、既存店舗等の令和4年1月、2月又は3月の各月における売上高合計が、平成31年、令和2年又は令和3年同月の売上高に比して50%以上減少している月がない方につきましては、本申請要領1ページに記載される支援金額の表にかかわらず、下表により、支援金の支給いたします。

対象店舗等で 常時使用する従業員数	支援金の額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～100人	60万円
101人～300人	80万円
301人～	100万円